

いじめ問題への取組

いじめの防止

いじめを生まない生き生きした学校づくりをします。

- ① 子どものよさを見つけて褒めます。
- ② 子どものよさを伸ばす指導をします。
- ③ 「みんななかよし」の学級づくりをします。
- ④ チクチク言葉、暴言、体罰をなくしていきます。
- ⑤ 県P主催のいじめ防止標語コンテストに積極的に参加します。
- ⑥ 月に1回、メディア(テレビ、ゲーム、パソコン)をやめ、家族団らんをします。
- ⑦ 親子で育友会行事、育成協行事、地域行事、子ども会行事に積極的に参加します。

いじめの早期発見

**子どもを取り巻く大人たちが情報を共有し、
いじめに敏感になります。**

- ① 月に1回、「子ども理解の時間」を設定し、教職員で情報を共有します。
- ② 学期に1回、いじめに関するアンケートを実施します。
- ③ 年に2回、保護者との個人面談(家庭訪問を含む)を実施します。
- ④ 「変だな」と思ったら迷わず、保護者は担任に相談します。(メール、電話、訪問)
- ⑤ 教師も保護者も、いじめに関する研修会に積極的に参加し、いじめを見抜く手法(特に「ネットいじめ対策」)を学びます。

いじめに対する措置

**学校・保護者・地域・関係機関が連携して、
組織的に対応し、いじめ解決に全力を尽くします。**

- ① いじめが発覚したら、即、本人とその保護者との面談を学校が行い、正確な事実関係を把握し、解決策を保護者と相談します。
- ② 被害児童の保護者の意向を確認次第、即いじめ対策委員会を開き、被害児童・加害児童とその保護者へ、組織的に対応します。
- ③ いじめを見ていた児童への指導を徹底します。(いじめを止める勇気、知らせる勇気)
- ④ 被害児童や通報した児童を守り通します。
- ⑤ 学校評価で、いじめに誠実に対応しているかを評価してもらいます。

重大事態発生時の取組

**生命、心身または財産に重大な被害が生じた
場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀**

なくされている場合を重大事態と捉え、以下のように対処していきます。

- ① 長崎市教育委員会へ報告し、「いじめ対策プロジェクトチーム」に調査を依頼します。
- ② 同時に、学校のいじめ対策委員会も開き、組織的に対応します。
- ③ 被害児童の保護者には、調査結果の報告を随時行います。
- ④ 被害児童、加害児童の人権を尊重した上で、調査結果の情報公開を行います。
- ⑤ マスコミへの対応は、市教委と相談し、窓口を一本化します。

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

*いじめ対策推進法より抜粋